

「一支国」

【2022 新年号】



吉岐にやってきた南方系の
迷蝶ルリウラナミシジミ

～新年を迎えて～

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、全国的な新型コロナウイルス感染症の流行により、経済活動が落ち込み、非常に厳しい一年でした。9月以降の緊急事態宣言の解除とともに上向きかと思いきや、新たなウイルス株の出現により、先行きが不安と感じられたことと存じます。ただ、経済活動にこんなにも衛生対策が重要であるということが再認識させられたことは事実です。

さて、家畜衛生情勢につきましては、高病原性鳥インフルエンザが昨年11月から国内各地で相次いで発生しており、かつ、複数のウイルス株での発生でもあり、今季も昨季と同様な発生状況となるのではないかと危惧されています。また、国内での豚熱は継続した発生が見られ、近隣諸国での口蹄疫やアフリカ豚熱といった家畜伝染病も拡大を増す勢いとなっています。家畜保健衛生所としましては、これら家畜伝染病の発生防止対策や防疫体制の強化に努めてまいりますので、畜産農家の皆様におかれましては農場や畜舎への出入時の車両・人等の消毒や部外者の立入制限など飼養衛生管理の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

この一年が皆様にとって実り多き良い年となりますよう心からお祈り申し上げます。

吉岐家畜保健衛生所長 殿川 剛

吉岐振興局農林水産部 吉岐家畜保健衛生所

〒811-5734 長崎県吉岐市芦辺町国分本村触1385-1 TEL : (0920)45-3031

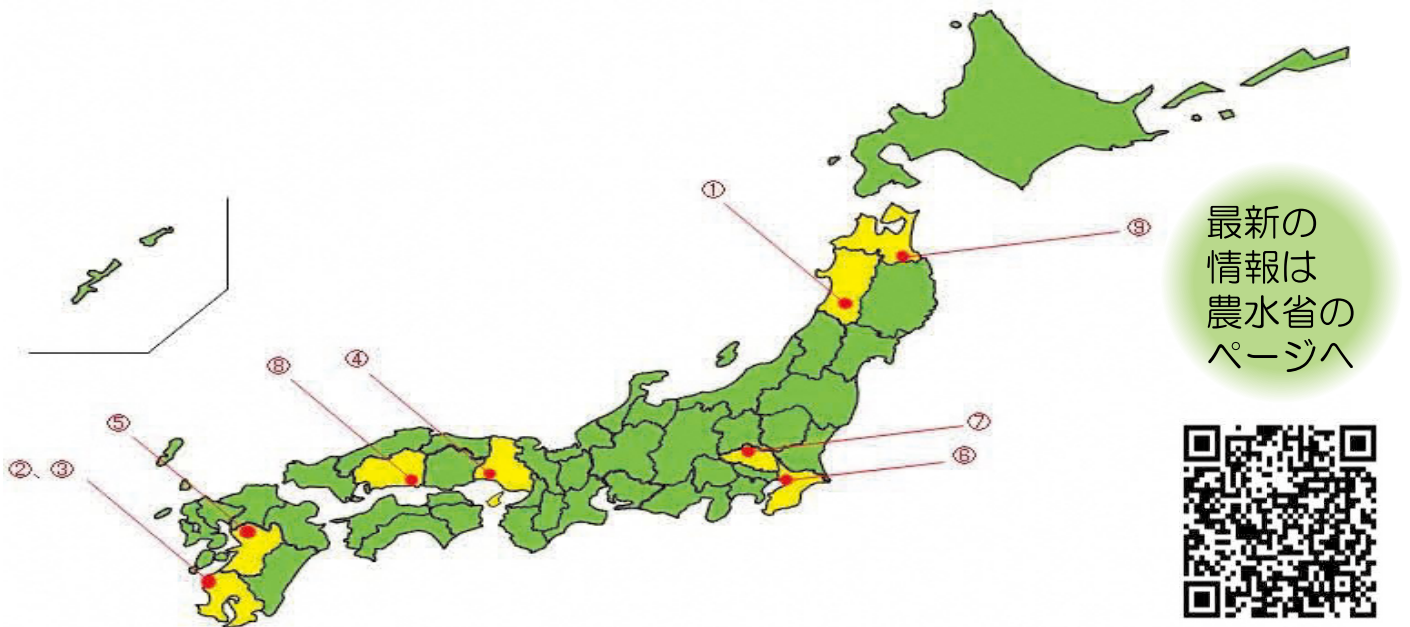
E-mail : s13230@pref.nagasaki.lg.jp

FAX : (0920)45-3386

国内における今冬の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの、今冬における発生事例は次表のとおりです（令和3年12月24日現在）。昨冬同様、発生が相次いでいます。

事例数	発生場所	発生日	飼養羽数、形態
1	養鶏場（秋田県横手市）	11月10日	約14.3万羽（採卵鶏・ケージ飼い）
2	養鶏場（鹿児島県出水市）	11月13日	約3.9万羽（採卵鶏・ケージ飼い）
3	養鶏場（鹿児島県出水市）	11月15日	約9,200羽（採卵鶏・ケージ飼い）
4	養鶏場（兵庫県姫路市）	11月17日	約15.5万羽（採卵鶏・ケージ飼い）
5	養鶏場（熊本県南関町）	12月3日	約6.7万羽（肉用鶏・平飼い）
6	鴨場（千葉県市川市）	12月5日	約340羽（あひる、あいがも）
7	養鶏場（埼玉県美里町）	12月7日	約1.7万羽（採卵鶏・ケージ飼い）
8	養鶏場（広島県福山市）	12月7日	約3万羽（採卵鶏・ケージ飼い）
9	肉用種鶏場（青森県三戸町）	12月12日	約7千羽（肉用種鶏・平飼い）



鳥インフルエンザに係る鶏肉・鶏卵の安全性について

食品安全委員会において、鶏肉・鶏卵は**安全**と考えられています。その主な理由は次のとおりです。根拠のない風評による被害を広めないようにしましょう！

- ★鳥インフルエンザウイルスが鳥の細胞に入り込むための受容体は、ヒトの受容体とは異なること。
- ★本ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されることが考えられること。
- ★国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されているため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされないこと。
- ★我が国において、鳥インフルエンザが発生した場合、発生農場の家きんは全て殺処分されるため、本病に感染した家きんが市場に出回ることはないこと。

詳しくは
食品安全
委員会の
ページへ



高病原性鳥インフルエンザの予防対策をお願いします

渡り鳥が飛来するシーズンになり、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高くなっています。今シーズンの発生を予防するため、農林水産省から以下の対策の徹底が提言されています。

1. 衛生管理区域に立ち入る人の手指消毒
2. 衛生管理区域専用の衣服・靴の使用
3. 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
4. 家きん舎に立ち入る人の手指消毒
5. 家きん舎ごとの専用の靴の使用
6. 野生動物の侵入防止のためのネットの設置、点検及び修繕
7. ねずみ・害虫の駆除
8. 農場周辺の消毒（消石灰の散布等）

予防対策の重要ポイント



家きんを飼育されている方は引き続き、飼養衛生管理を徹底し、ウイルスの侵入防止対策をお願いします。また、家きんがまとまって死亡するなどの異常を発見した場合は、家畜保健衛生所まで通報をお願いします。

海外における口蹄疫発生状況

現在、国内においては口蹄疫の発生はありませんが、中国、韓国をはじめとするアジアの近隣諸国では下図のように発生が見られ、依然として国内への侵入リスクは高い状況です。

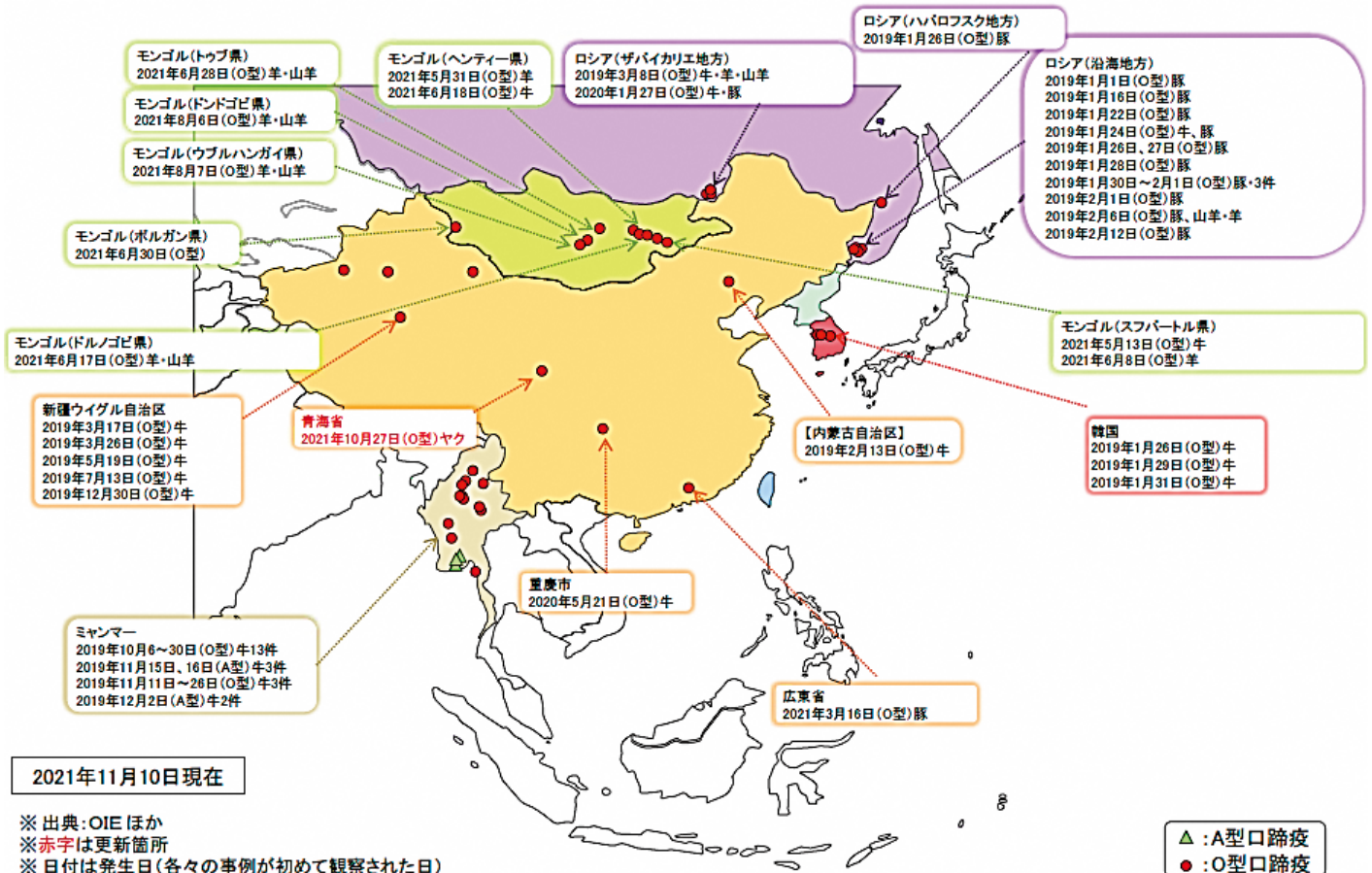
国では空港、港において水際対策を行っていますが、畜産関係者自身が飼養衛生管理基準を徹底することで侵入防止やまん延対策の強化につながります。今一度発生予防の確認をお願いします。

侵入及びまん延防止

- 農場の出入り口への看板設置による関係者以外の立ち入り制限
- 農場入り口での車両消毒及び畜舎での踏込み消毒槽設置による靴底消毒
- 特定症状（口及びひづめの水疱、びらん、よだれ等）が見られたら直ちに壱岐家畜保健衛生所へ通報願います



◆アジアにおける口蹄疫の発生状況（2019年1月以降の発生）◆



飼養衛生管理マニュアルは1月末までに作成を！

前号（2021. 春号）でもお知らせしましたが、令和4年2月から、家畜伝染病予防法により飼養頭数を問わず全ての家畜の所有者は、次に掲げる事項を規定するマニュアルの作成が義務付けられます。

これを受け、昨年7月末に当所から全ての農家あてにマニュアル作成例を肉用牛部会等を通じて配布しておりますので、1月末までに作成及び設置をお願いします。紛失等された方は、当所までご相談ください。

- 1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- 2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- 3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- 4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- 5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- 6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- 7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- 8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- 9) 農場における防疫のための更衣
- 10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

飼養衛生管理 マニュアル



農場作業に携わる全員に周知し、状況に応じてマニュアル内容は更新していく。不定期に入場する獣医師や農協関係者にはマニュアルの配布や看板などで周知を徹底する。

農場 飼養衛生管理者氏名

家畜伝染病の発生に備えて、防疫演習を開催

高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等が発生した際には、迅速かつ的確な防疫対応が必要であるため、壱岐地区では毎年、防疫演習により防疫体制の維持及び強化に努めています。

9月30日、高病原性鳥インフルエンザ発生を想定し、防護服の着脱、捕鳥及び殺処分作業について、演習を実施し作業内容の確認を行いました。

また、10月28日、口蹄疫等発生を想定し、支援センター及び防疫拠点の設営と運営及び消毒ポイントの設置から車両消毒作業について演習を行いました。振興局のみならず市や関係団体の職員の方々にも参加していただき、作業内容の理解を深めていただきました。今後も、関係者の皆様と連携しながら防疫対策に取り組んでいきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



車両消毒



捕鳥作業

家畜・家きんを飼養されている方は 定期報告の提出が必要です

家畜伝染病予防法により、愛玩目的を含めて家畜・家きんを1頭（羽）でも所有されている方は、毎年2月1日時点での家畜の飼養状況等の報告が義務づけられています。

昨年提出された方も、今年の提出が必要になります。

新しく家畜・家きんの飼養を始めた方やご不明な点がある方は、お手数ですが、当所までお問い合わせください。



●提出期限

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者

⇒ **4月15日(金)まで**

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうの所有者

⇒ **6月15日(水)まで**

当誌「一支国」バックナンバーが Web から読めます！



このたび当所ウェブページでは、家畜衛生情報誌「一支国」バックナンバーの掲載を始めました！懐かしい記事、お役立ち記事が満載です。また、当所のページも含め、長崎県公式ウェブサイトはリニューアルされ、新デザインになっています。是非訪問してみてくださいね。



壱岐家畜保健衛生所のページ：<https://www.pref.nagasaki.jp/section/ik-eisei/>



堀川 朝広
(獣医師)

転入者あいさつ

11月1日に新規採用された堀川です。以前は長野県の食肉衛生検査所で、と畜検査をしていました。壱岐での生活も家畜保健衛生所の仕事も、初めてのことばかりで戸惑うことも多いですが、早く仕事を覚えられるようがんばります。壱岐の畜産振興に少しでも貢献したいと思いますので、よろしくお願いします。